

令和 年 月 日

都城商業高等学校長 殿

## 学校感染症罹患報告書

医療機関を受診し、下記の学校感染症と診断されましたのでご報告致します。

クラス・番号（4桁）

生徒氏名

保護者氏名

印

### 〈お願い〉

医療機関において、学校感染症（疑いも含む）と診断された場合は、次の①②の要領で、学校へ連絡をお願いします。

- ① 電話又は欠席連絡フォームにて担任に、診断名や医師の指示等をお知らせください。
- ② 登校の際に、下記の報告書を保護者の方がご記入の上、調剤明細書等（氏名、受診日、病院名、処方薬名が分かるもの）のコピーを添えて、担任にご提出ください。

※新型コロナ・インフルエンザ以外の感染症は、医師の証明が必要な場合があります。

診断名	インフルエンザ ( )型	新型コロナウイルス感染症	その他の感染症 診断名( )
発症日	月 日 曜日 ※ 発熱した日をご記入下さい	月 日 曜日 ※ 発熱した日をご記入下さい	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日
医師の 指示内容	発症日の翌日から5日間経過し 、かつ、解熱後2日を経過するま で	発症日の翌日から5日間経過 し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで	※指示内容を記入
出席停止 期間	月 日 ~ 月 日 ※早退した日も含む	月 日 ~ 月 日 ※早退した日も含む	月 日 ~ 月 日 ※早退した日も含む
医療機関名			

注1) この報告書は、登校再開後速やかに学級担任に提出すること。

注2) この報告書は、必ず保護者が記入すること。

クラス担任

印

\*担任は、出席停止期間の確認をすること

# 出席停止となる感染症（学校感染症）一覧

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）		
	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）	「治癒するまで」
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製材による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 「その他の感染症」	



## 〈第三種のその他の感染症について〉（第3種の感染症として扱う場合もある）

第三種の感染症に分類されている「他の感染症」、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。「他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断します。

※出席停止になるかどうか判断に悩まれる場合は、保健室までお問い合わせください。